

国民健康保険のお知らせ

10月1日以降の新しい 被保険者証の発送について

国民健康保険課 ☎443-2065、2064、2066
各行政サービスセンター地域福祉課
大沢野☎467-5811 大山☎483-1214
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

現在お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限は、令和2年9月30日です。9月中旬から順次、10月1日以降の新しい被保険者証をお送りします。

被保険者証について

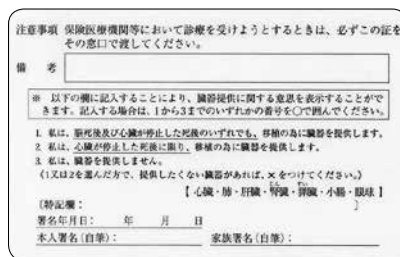
- ▶10月1日以降の新しい被保険者証の色はオレンジ色です
(現在お使いの被保険者証は緑色)
 - ▶被保険者証の有効期限が9月30日から7月31日に変わります^(※1)
 - ▶被保険者証は1人1枚のカード(縦5.4cm×横8.6cm)です
 - ▶被保険者証裏面に「臓器提供の意思表示欄」があります
- ・被保険者証は台紙に貼り付いていますので、はがして使用してください。紛失に注意してください。
 - ・被保険者証のカバーは、各地区センター、とやま市民交流館(CiC 3階)、各行政サービスセンター地域福祉課、保険年金課(市役所1階)にあります。
 - ・修学のため住所を変更する場合は、届け出が必要です。
 - ・被保険者証は、後期高齢者医療制度や退職者医療制度などの関係で、**有効期限が個人ごとに異なる場合があります。**

(※1)現在、70歳以上の方が医療機関を受診する場合、「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」の2枚の提示が必要ですが、令和3年度の更新から2枚を一体化し、利便性の向上を図ります。これに伴い、今回から被保険者証の有効期限は、高齢受給者証に合わせて7月31日に変更します。

【表面】有効期限や氏名を確認してください。



【裏面】



新しい被保険者証は、世帯ごとにまとめて世帯主宛てに、9月中旬から順次、「特定記録」郵便でお送りします

- ・特定記録郵便は、配達員からの手渡しではなく、郵便受けに配達されます。
- ・9月30日を過ぎても届かないときは、保険年金課、各行政サービスセンター地域福祉課へ問い合わせてください。
- ・**現在お使いの被保険者証(緑色)は10月1日以降使えなくなります。**有効期限の切れた被保険者証は、各地区センター、とやま市民交流館、各行政サービスセンター地域福祉課、保険年金課で回収しています。

加入・喪失手続きをお忘れなく

- ・富山市に住民票があり、他の健康保険に加入していない方は、必ず国民健康保険の加入手続きをしてください。届け出が遅れると、加入資格を得た時点までさかのぼって保険料を納めていただく場合や、その間の医療費が一時的に全額自己負担になる場合があります。
- ・会社などの健康保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険の被保険者証が届いている方は、両方の健康保険被保険者証を持参し、国民健康保険の喪失手続きをしてください。

納付が困難な場合は、相談してください

- ・特別な事情もなく保険料の滞納を続けている世帯は、医療費の全額をいったん支払うことになる場合があります。
- ・災害やその他特別な事情により、保険料の納付が困難になった場合は、分納・減免などの制度もありますので、早めに相談してください。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯のほか、事業収入などの減少が見込まれる世帯などを対象とした保険料の減免制度がありますので、相談してください。

10月1日(木)から

「重度心身障害者医療費助成制度」の対象者を拡大します

【対象者】

●追加される対象者

65歳未満で、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

●これまでの対象者

65歳未満で、次のいずれかをお持ちの方

・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳A

※対象者の属する世帯全員の合計所得金額が1,000万円以上の場合は助成されません。

※生活保護受給者は対象外です。

【助成内容】

保険診療内の自己負担額

※医療保険外分、入院時の食事療養費等標準負担額、差額ベッド代などは助成対象外です。

10月1日(木)から助成を受けるには
10月末までに受給資格登録が必要です

申請に必要なもの／

- ・精神障害者保健福祉手帳(有効期限内のもの)
- ・健康保険被保険者証 ・印鑑

申請方法／

直接、障害福祉課(市役所1階)、各行政サービスセンター地域福祉課、中央保健福祉センター、南保健福祉センター、北保健福祉センターへ。
※郵送による申請も可能です。詳細は、問い合わせてください。

障害福祉課 ☎443-2102

各行政サービスセンター地域福祉課

大沢野☎467-5811 大山☎483-1214

八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

歯周疾患検診・^{こうくう}口腔がん検診を受けましょう

歯保健所地域健康課 ☎428-1153

歯周病は歯周病菌によって引き起こされる感染症で、初期の状態では自覚症状がないため、気付かないうちに悪化します。また、口腔がんは口の中で最も怖い病気であり、早期発見・早期治療が大切です。

対象の方は、この機会に検診を受けましょう。

対象

国民健康保険の加入者で、令和2年度に40歳・50歳・60歳・70歳になる方

※対象の方には受診券を送付しています。

受診期間／12月28日(月)まで

実施機関／市内の指定歯科医療機関

検診内容／口腔内検査、ブラッシング指導

※口腔がん検診は視触診によるスクリーニング検査。

指定歯科医療機関の一覧など詳細は、受診券に同封されている案内か、市ホームページ(「健康診査・がん検診」で検索)で確認してください。

特定保健指導を受けて生活習慣を改善しましょう

歯保険年金課 ☎443-2064

国民健康保険の加入者で、40歳から74歳の方を対象に、糖尿病などの生活習慣病、特にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防に着目した特定健康診査を行っています。

特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームやその予備群と判定された方には、「特定保健指導利用券」を送付します。保健師・管理栄養士などが、生活習慣改善のためのアドバイスを行いますので、ぜひ利用してください。

※糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の治療を受けている場合は対象となりません。

